

水道料金と下水道使用料・農業集落

事務の合理化と経費削減、利用者の利便性向上を図るため、令和3年度から水道料金と下水道この統合により、別々に発行していた納付書が1枚になることや、口座振替が「上下水道料」とまた、農業集落排水処理施設等使用料については、当月請求しておりましたが、水道料金・下

請求方法などの一覧表

		令和3年3月以前	令和3年4月	令和3年5月以降
水道使用水量などのお知らせの表示	水道	使用料金・水量	使用料金・水量	使用料金・水量
	下水			使用料金・排出量
	農集			使用料金・人員
使用料の請求月	水道	翌月	翌月	翌月
	下水			翌月
	農集	当月	なし※1	翌月
納付書	水道	納付書	納付書	水道と、下水または農集を合わせた1枚の納付書
	下水			
	農集	納付書	なし※1	
口座振替	水道	引落し	引落し	水道と、下水または農集を合わせた額の引落し
	下水			
	農集	引落し	なし※1	

※1 農業集落排水処理施設等使用料については、当月請求から翌月請求への調整のため令和3年4月は請求いたしません。令和3年3月使用分(3月請求)の次は令和3年4月使用分(5月請求)となります。

排水処理施設等使用料の統合について

使用料(田口地区)・農業集落排水処理施設等使用料(名倉・津具地区)の徴収事務を統合します。して1項目となります。水道使用料との統合により、令和3年4月分使用分から翌月請求となります。

支払い方法が異なる利用者の方へ

令和3年4月からの徴収事務の統合に伴い、下記別表のとおり水道料金と農業集落排水処理施設等使用料の支払い方法を統一する必要がありますので、支払い方法が異なる利用者の方は、事前に変更手続きが必要となります。

支払方法		手続き内容
水道料金	農業集落排水処理施設等使用料	
口座振替	口座振替	(同一の口座から引落としの方) 手続きは必要ありません。
	口座振替	(異なる口座から引落としの方) 水道料金を引落していた口座から、水道料金と農業集落排水処理施設等使用料の両方を引落しいたします。※2
口座振替	現金納付	手続きは必要ありませんが、水道料金を引落していた口座から、水道料金と農業集落排水処理施設等使用料の合計額を引落しいたします。※2
現金納付	口座振替	従来の口座から農業集落排水処理施設等使用料のみを引き落とすことはできませんので、改めて口座振替の手続きが必要です。※2

※2 該当する方は、事前に確認のための通知を送っています。

令和3年4月1日から水道の休止・再開ができるようになりました

休止・再開する場合は、窓口または設楽町ホームページ掲載の申込書に必要事項を記入のうえ、生活課までご提出ください。

なお、公共下水道・農業集落排水も同様となります。不明な点は生活課までお問い合わせください。

①今回検針のメーター指針
②前回検針のメーター指針
③今回の水道使用水量
④今回の水道料金
⑤今回の下水道排出量
(農集排の場合は使用人員)
⑥今回の下水道使用料
⑦水道と下水道を合計した額

水道使用水量等のお知らせ

設楽町田口字辻前14番地
設楽 太郎 様

令和3年度 今回検針日 5月1日
3年5月分 前回検針日 4月1日

水道施設名 田口	お客様番号 0001-00
メーター口径 13 mm	メーター番号 123

① 今回指針 A	110 m ³
② 前回指針 B	100 m ³
旧メーター水量 C	0 m ³

使用水量 (A-B)+C	③ 10 m ³	下水道排出量 (使用人員)	⑤ 10 m ³
--------------	---------------------	---------------	---------------------

水道料金	④ 2,090 円	下水道使用料	⑥ 1,980 円
------	-----------	--------	-----------

合計金額 ⑦ 4,070 円

口座振替の方は 3年5月31日振替の予定です。
検針員 設楽 花子
お知らせ


お願い

① メーター・ボックスの上に物を置かないでください。
② 犬は、出入口やメーター・ボックスから離れてついでください。
③ メーター・ボックスの中は清掃し、清潔にしておいてください。

設楽町役場

検針票「水道使用水量等のお知らせ」の表示が変わります

令和3年4月使用分から各使用者に届けている検針票の表示が変わりますのでご確認ください。



問い合わせ先 生活課 ☎(62)0522